

保護者の皆さまへ

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

区立園・学校における2学期の当面の教育活動等について

区内児童・生徒の感染者増や医療機関の病床のひっ迫状況等を踏まえ、9月1日以降の区立幼稚園・認定こども園及び小・中学校等の対応について、下記のとおりとさせていただきます。保護者の皆さまには、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 適用期間

本件対応の適用期間（令和3年9月1日（水）から9月12日（日）まで）

2 小・中学校等における対応

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、次のように対応いたします。なお、今後、区内の感染状況や施設等での発生状況により、対応の見直しや必要な対策を図ってまいります。

(1) 登校について

- ・9月1日（水）、2日（木）は、午前授業とします。
- ・9月3日（金）から10日（金）の6日間は、学級を2分割にし、1日おきに登校する分散登校とします。
- ・給食について、9月1日、2日は各学校の当初の予定どおりとし、3日以降の分散登校期間は、登校する児童・生徒を対象に通常どおり実施します。なお、変更がある場合は学校よりお知らせします。
- ・9月中の土曜授業は、実施しません。
- ・9月13日（月）からの登校については、改めてご案内します。
- ・分散登校などの感染症対策を行ったうえで、なお、著しく感染者が増加し、この先の教育活動が困難と判断された場合は、保健所の助言等を踏まえ、学校休業を検討します。

(2) 学習について

分散登校期間中は、学級・学年での対面授業を Teams や Zoom 等を活用してオンラインで配信します。併せて、ロイロノートや Qubena 等、タブレット端末を最大限活用して学習を進めます。

(3) 中止又は延期とする活動について

校外での活動は基本的に中止又は延期とします。

- ・校外での学習
- ・部活動の練習試合

(4) 部活動について

登校している生徒については、大会やコンクール等の参加に向けた個別の練習のみ可とし、原則的に校内において平日のみ、17時までとします。また、身体的距離を十分とることができない練習を行う際は、可能な限りマスクを着用し、感染対策を徹底することとします。

(5) 心のケアについて

学校では夏季休業明けや今後の児童・生徒等の心のケアについて、きめ細やかに健康観察や健康相談等を行い、児童・生徒等の状況を的確な把握に努め、スクールカウンセラー等による支援を行ってまいります。

(6) その他

- ①分散登校等の実施に際し、自宅に Wi-Fi 環境が整備されていない場合などは、学校に

ご相談ください。

- ②感染による児童・生徒への出席停止や学級閉鎖等の対応は、これまでどおり必要に応じて実施します。
- ③分散登校等の間、新BOP学童クラブは、必要に応じて人員の確保等、体制を整えた上で、午前中の運営等の対応を行います。なお、児童の感染症拡大を抑制するため、可能な限り自宅学習とし、新BOP学童クラブの利用は最小限としてください。
- ④ 行事等の詳細につきましては、各園・校からのお知らせやホームページをご覧ください。
- ⑤今後変更がありましたら、ホームページ、緊急メール等でご案内いたします。

3 区立幼稚園・認定こども園における対応

区立小・中学校に準じて分散登園等を実施します。なお、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持するうえで必要なサービスに従事しているなど、保護者が仕事を休むことが困難な家庭のお子さんについては保育の提供を行います。

4 検査体制の強化

小・中学校、幼稚園等においていち早く陽性者を発見し感染拡大を抑えるため、9月から12月末までこれまでの社会的検査に加え、臨時的な対応として任意の抗原検査を実施します。

○抗原検査：鼻腔から自己採取を行います。1時間以内で結果が判明します。

○検査するケース：

- ・学校等で陽性者の発生が確認された場合、調査結果に基づき、陽性者と接触の可能性のある児童・生徒等に速やかに検査キットを配付します。自宅で検査をしていただき、その結果を学校へ報告していただきます。
- ・宿泊行事、大会等参加に向けて行われる部活動に安心して参加できるよう検査を行います。

5 人権に関わる配慮について

保護者の皆さまにつきましては、次のことにご留意いただきますようお願いいたします。

- ・新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、濃厚接触者、医療従事者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく不当な差別やいじめ、SNSでの誹謗中傷等は許されることではありません。
- ・見えないウイルスへの不安から、特定の対象を嫌悪の対象としてしまうことで、不当な差別や偏見が起こってしまいます。
- ・不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをのまないよう、正確な情報に基づき冷静な行動をとってください。

【お問い合わせ先】

区立幼稚園・認定こども園に関すること
担当 乳幼児教育・保育支援課
03-5432-2714

区立小中学校に関すること
担当 教育指導課
03-5432-2703

新BOP（学童クラブ）に関すること
担当 子ども・若者部児童課
03-5432-2308
生涯学習部生涯学習・地域学校連携課
03-5432-2739